

阿久比町農業委員会委員・農地利用最適化推進委員候補者推薦及び募集要領

阿久比町
阿久比町農業委員会

「農業委員会委員」については町長の任命により、「農地利用最適化推進委員」については農業委員会の委嘱により、それぞれ選任する。

この任命と委嘱については、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者（以下「農業者等」という。）に対し候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者を募集し、結果を公表する。

つきましては、これらの委員候補者を次のとおり募集いたします。

1 推薦及び募集の対象

- (1) 農業委員会委員の委員候補者
- (2) 農地利用最適化推進委員の委員候補者

2 推薦及び募集期間

令和8年2月13日（金）から令和8年3月16日（月）まで

3 推薦及び応募の資格

推薦を受け、又は応募できる者は、次のいずれにも該当する者です。

- (1) 令和8年7月20日現在で満20歳以上の者
- (2) 法令等で兼職が禁止されている職※1に就いていない者
- (3) 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者
- (4) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (5) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受け
ることがなくなるまでの者

なお、候補者を推薦できる農業者等は、(1)、(3)、(4)及び(5)に規定にする資格要件を満たしている者のみといたします。

※1 衆議院・参議院議員、固定資産評価審査委員会委員、教育委員 等

4 推薦又は応募の方法等

- (1) 別添の推薦書又は応募申込書に必要事項を記入し、推薦及び募集期間内に 阿久比町役場 2 階産業観光課へ提出してください。(郵送提出可。ただし、令和 8 年 3 月 16 日消印有効)。

添付書類として、農業者等の推薦を受けて申し込む場合は、被推薦者の住民票の写し 1 通（本籍地の記載があり、発行後 3 ヶ月以内のもの）、被推薦者が認定農業者の場合は、認定農業者証等の認定農業者であることを証明する書類の写し、自ら応募する場合は、応募者の住民票の写し 1 通（本籍地の記載があり、発行後 3 ヶ月以内のもの）、応募者が認定農業者の場合は、認定農業者証等の認定農業者であることを証明する書類の写しを提出してください。

なお、提出された推薦書及び応募申込書、添付書類は返却いたしませんのでご了承ください。

- (2) 注意事項等

ア 推薦及び募集要領、推薦書又は応募申込書の様式は、役場産業観光課窓口又は阿久比町ホームページ※¹からもダウンロードできます。

イ 推薦書及び応募申込書に記載された事項であって、法令等で定められた 公表事項※²は、全て公表となりますのでご承知ください。

※1 阿久比町ホームページ

トップページ>各課の窓口>建設経済部>産業観光課農政係>お知らせ>農業委員会委員・農地利用最適化推進委員の改選を行います。

※2 推薦者・被推薦者又は応募者の住所・連絡先を除く事項

5 候補者の選定

- (1) 農業委員会委員は、阿久比町農業委員会の委員候補者選考委員会にて、委員候補者を選考し、町議会の同意を得て、町長が任命します。選考にあたっては、認定農業者が一定数を占めるように選考するとともに、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者（中立委員）が含まれるよう選考します。

- (2) 農地利用最適化推進委員は農業委員会総会にて、委員候補者を選考しま

す。選考にあたっては、東部、英比、草木及び南部学区でそれぞれ1名以上選考します。

(3) 必要に応じてそれぞれの選考に際し、面接等を実施する場合があります。

6 選考結果の通知

選考結果は、令和8年6月下旬以降に候補者本人に郵送通知します。

7 個人情報の取扱い

推薦又は応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、委員候補者の選考以外の目的に使用することはありません。

8 定数

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) 農業委員会委員 | 11人 |
| (2) 農地利用最適化推進委員 | 8人 |

※ 農地利用最適化推進委員においては、複数の区域を同時に申し込むことはできますが、農地利用最適化推進委員への就任は1区域のみになります。
※ 農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の両方に推薦又は応募することはできますが、他市町も含めて両委員を兼ねることはできません。

9 任期

- (1) 農業委員会委員

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

- (2) 農地利用最適化推進委員

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

10 職務

- (1) 農業委員会委員

主な職務は、農地転用、農地の無断転用の防止・解消などの農地法等に基づいて農業委員会の権限に属する事項についての審議等のほか、担い手への農地等利用の集積・集約化、農地所有者及び耕作者の農業意向把握、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進などの農地等の利用の最適化に関する事項

についての活動等になります。

会議は、毎月1回（毎月20日前後）程度の開催となります。農地利用最適化推進委員とともに活動していただきます。また、愛知県内で開催される研修会等にも出席していただく場合があります。

（2）農地利用最適化推進委員

町内の小学校区を担当地区として、農業委員会委員とともに活動し、農地の無断転用の防止・解消などを図るための調査等のほか、農業者や農業者が組織する団体等と話し合いを行い、担い手への農地等利用の集積・集約化、農地所有者及び耕作者の農業意向把握、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進などを図るための活動等が主な職務となります。

議決権はありませんが、農業委員会の総会に出席していただき、担い手への農地等利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消などの農地等の利用の最適化に関する事項について意見をいただきます。また、愛知県内で開催される研修会等にも出席していただく場合があります。

1.1 身分及び報酬額

いずれも地方自治法第203条の2に規定する特別職の非常勤職員で、阿久比町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき次に掲げる報酬を支給します。

（1）農業委員会委員

ア 会長 月額 17,500円

イ 委員 月額 15,500円

（2）農地利用最適化推進委員 月額 15,500円

また、阿久比町農業委員会委員等の報酬に係る加算額に関する規則に基づき農地利用の最適化に係る活動及び成果の年間実績に応じた報酬を支給します。

12 推薦及び応募に関する問い合わせ先

〒470-2292

愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地

阿久比町役場庁舎2階 建設経済部産業観光課農業振興係

電話 0569(48)1111 内線1222・1223

メール nogyo@town.agui.lg.jp